

後期高齢者医療制度のお知らせ

～整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージのかかりかた～

■医療費の適正化について

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受ける場合には、医療保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

医療保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。医療費の適正な支出のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方について

○医療保険が使える場合○

◇医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲 及び捻挫等（肉ばなれを含む）と診断 または判断され、施術を受けたとき。

※骨折・脱臼については、応急手当の場合を除いて、あらかじめ医師の同意が必要です。

◇骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているとき

×医療保険が使えない場合×

◇脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

◇保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの

◇施術所以外で施術を受けた場合（往診は除きます）

◆はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方について

○医療保険が使える場合○

◆はり・きゅう

◇神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、頸腕症候群などの慢性的な疼痛を主症とする疾患

◆あんま・マッサージ

◇筋麻痺（筋肉の麻痺）、関節拘縮（関節が硬く完全に曲がらないあるいは完全に伸びきらない症状）など

×医療保険が使えない場合×

◆はり・きゅう

◇保健医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている場合

◆はり・きゅう、あんま・マッサージ共通

◇疲労回復や慰安を目的としたもの
◇医師の同意がない場合

◎領収書は必ずもらって保管しておきましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

お住まいの市区町村

奥尻町役場 税務国保課国保年金係
電話 01397-2-3406